

# 令和8年度 定期総会資料



一日の計は朝にあり  
一年の計は春にあり  
一生の計は少壮の時にあり

宮崎市PTA協議会

# PTAの歌

作詞 紅十而一  
作曲 日条関本  
編曲 春西古宮

Moderato  
mf

はるかぜそよそよ ふくまどに ことりもくるくる とんでくる  
あかるい まーどーよ ほほえむ かおよ  
さくらのーはなさく はるのうたー  
みんなで いっしょに うたおうよ

一 春風そよそよ 吹く窓に

小鳥もくるくる とんで来る

明るい窓よ ほほえむ顔よ

さくらの花咲く 春の唄

みんなでいっしょに うたおうよ

二 みどりに輝く 学校が

明るい家庭を よんでいる

希望の町よ 希望の村よ

文化の光に 手をのべて

子どもといっしょに すすもうよ

三 あふれる力に 健康に

子どもが呼んでる おどってる

みのりの秋よ もみでの丘よ

こころも楽しい ハイキング

子どもといっしょに おどらうよ

四 世界を結んだ 大空に

ひびいて子どもの 胸が鳴る

あしたの鐘よ タベの鐘よ

平和で住みよい 日本を

みんなでいっしょに うたおうよ

## 令和8年度 定期総会資料 目次

### 議 事

○ 議案 第1号 令和7年度 事業報告	.....	1
○ 議案 第2号 令和7年度 決算報告	.....	2~3
• 一般会計		
• 財政調整積立金		
• 会計監査報告	.....	4
○ 議案 第3号 令和8年度 役員選出	.....	5~6
○ 議案 第4号 令和8年度 活動方針 (案)	.....	7
○ 議案 第5号 令和8年度 事業計画 (案)	.....	8
○ 議案 第6号 令和8年度 収支予算 (案)	.....	9~10
• 一般会計		
• 財政調整積立金		
• 事務局員退職金引当金		
• 九P宮崎大会		
○ 宮崎市PTA協議会規約	.....	11~21
○ 組織図・代表会長・選考委員	.....	22~23

## 令和7年度 事業報告

期 日	時 間	事 業 名	会 場	参 加 者	
4	3 木	19:30~	令和6年度第10回役員会	市民プラザ中会議室	旧市P役員
	7 月	19:00~	令和6年度会計監査	市P協議会事務局	会長・監査・会計
	24 木	19:30~	新・旧役員会	市民プラザ大会議室	新旧市P役員
5	10 土	15:30~	定期総会・懇親会	MRTmiccダイヤモンドホール	会長・校長・市教委
	15 木	19:30~	第1回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
	31 土	13:30~	県PTA連合会 定期総会	宮崎観光ホテル	市P役員
6	5 木	19:30~	第2回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
	12 木	19:30~	第1回PTA会長会	市民プラザギャラリー	全会長
6月~1月			ブロック別活動	各ブロックで実施	
7	3 木	19:00~	ブロック代表者会	市民プラザ大会議室	ブロック代表者
	31 木	19:30~	第3回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
8	22 金 23 土	終日	日P研究大会石川大会	分科会：石川県内6市 全体会：金沢市	
9	4 木	19:00~	第4回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
	12 金	19:00~	PTA会長研修会	市民プラザギャラリー	全会長
	25 木	19:00~	第1回役員選考委員会	市民プラザ中会議室	選考委員
10	2 木	19:00~	第5回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
	8 水	19:00~	三者合同研修会	市民プラザギャラリー	会長・校長・市教委
	22 水	19:00~	中間監査	市P協議会事務局	監査・会計
	18 土 19 日	終日	九P研究大会福岡市大会	分科会：福岡市内4会場 全体会：マリンメッセ	キャラバン隊
11	13 木	19:00~	第6回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
	20 木	19:00~	第2回役員選考委員会	市民プラザ中会議室	選考委員
12	6 土	午後	第67回県PTA研究大会	都城市	
	18 木	19:00~	第7回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
	20 土	16:00~	会員交流会（ボウリング大会）	宮崎エースレーン	会員
1	15 木	19:00~	第3回役員選考委員会	市民プラザ中会議室	選考委員
	22 木	19:00~	第8回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
2	7 土	12:30~	第59回市PTA研究大会	市民プラザオールブライツホール	会員
	26 木	19:00~	第9回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
3	5 木	19:00~	第2回PTA会長会	市民プラザギャラリー	全会長
		20:30~	第4回役員選考委員会	市民プラザ中会議室	選考委員

## 令和7年度 一般会計収支決算書

### 収入の部

(単位:円)

項 目	7年度予算額	7年度決算額	増 減	説 明
繰 越 金	2,246,647	2,246,647	0	令和6年度一般会計からの繰越金
繰 入 金	0	0	0	
会 費	4,835,480	4,822,730	△ 12,750	170円×PTA会員数(P戸数25,643戸、T会員数2,726名)
補 助 金	1,897,000	1,890,000	△ 7,000	宮崎市から 補助金 1,067,000円 宮崎県Pから 助成金 823,000円
雑 収 入	539,873	532,274	△ 7,599	小・中総合保障制度還付金 502,800円 預金利息 7,414円 ※R6年度 年末調整還付金立替金分戻入(定額減税) 22,060円
合 計	<b>9,519,000</b>	<b>9,491,651</b>	<b>△ 27,349</b>	

### 支出の部

(単位:円)

項 目	7年度予算額	7年度決算額	増 減	説 明
事 業 費	<b>2,600,000</b>	<b>1,370,175</b>	<b>△ 1,229,825</b>	
研修委員会費	250,000	73,500	△ 176,500	三者合同研修会
市P大会運営費	580,000	165,088	△ 414,912	市P大会費用
会員交流委員会費	150,000	21,500	△ 128,500	ポウリング大会
九P大会運営費	200,000	44,426	△ 155,574	九P大会準備委員会交通費、R8年度分科会駐車場使用料
活動助成金	370,000	370,000	0	宮崎市Pから各校へ助成金
会議費	450,000	249,661	△ 200,339	各種会議時の施設使用料 ほか
旅費	600,000	446,000	△ 154,000	役員会・会長会等交通費 ほか
人 件 費	<b>4,933,000</b>	<b>4,776,374</b>	<b>△ 156,626</b>	
報酬	3,928,000	3,808,000	△ 120,000	給与・賞与
諸手当	265,000	259,200	△ 5,800	通勤手当、残業調整手当
法定福利費	740,000	709,174	△ 30,826	
事 務 費	<b>1,210,000</b>	<b>792,195</b>	<b>△ 417,805</b>	
備品費	100,000	99,770	△ 230	プロジェクター代
消耗品費	280,000	128,040	△ 151,960	事務用品 ほか
リース料	120,000	112,200	△ 7,800	コピー機リース料
印刷費	180,000	101,110	△ 78,890	役員会・総会資料・その他研修会資料等
通信費	450,000	317,844	△ 132,156	電話料、インターネット料、HP管理費、振込手数料 ほか
雑費	80,000	33,231	△ 46,769	事務手数料、両替手数料 ほか
派 遣 費	<b>650,000</b>	<b>111,729</b>	<b>△ 538,271</b>	九P研究大会
渉 外 費	<b>100,000</b>	<b>12,319</b>	<b>△ 87,681</b>	表彰関係、退任役員記念品
予 備 費	<b>6,000</b>	<b>0</b>	<b>△ 6,000</b>	
積 立 金	<b>20,000</b>	<b>20,000</b>	<b>0</b>	財政調整積立金へ(令和6年度災害見舞金分)
合 計	<b>9,519,000</b>	<b>7,082,792</b>	<b>△ 2,436,208</b>	

総 収 入            9,491,651 円  
残 額                2,408,859 円

総 支 出            7,082,792 円  
令和8年度一般会計への繰越金    2,408,859円

## 令和7年度 財政調整積立金決算書

### 収入の部

(単位:円)

項 目	7年度予算額	7年度決算額	増 減	説 明
繰 越 金	2,982,782	2,982,782	0	令和6年度財政調整積立金からの繰越金
繰 入 金	20,000	20,000	0	一般会計から繰入れ(令和6年度災害見舞金分)
雑 収 入	1,300	5,039	3,739	預金利息
合 計	3,004,082	3,007,821	3,739	

### 支出の部

(単位:円)

項 目	7年度予算額	7年度決算額	増 減	説 明
繰 出 金	0	0	0	
合 計	0	0	0	

	総 収 入	3,007,821 円
	総 支 出	0 円
	残 額	3,007,821 円
	令和8年度財政調整積立金への繰越金	3,007,821 円

## 令和7年度 監査報告

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度における、事業実施状況並びに会計について綿密に監査した結果、計画に基づき事業が展開されているとともに、会計についても、収支・帳簿・領収書の整理保管、預金通帳等適切かつ正確に処理されていることを認め、報告いたします。

1. 監査日 令和8年4月7日(火)
2. 監査実施場所 宮崎市PTA協議会事務局(宮崎市民プラザ内)
3. 監査対象
  - (1) 令和七年度活動状況
  - (2) 令和七年度会計
    - 一般会計
    - 財政調整積立金

会計監査委員

森山 慎作



会計監査委員

尾崎 浩一



会計監査委員

長友 佳織



## 令和7年度 役員名簿

### 1 役員

役職名	氏名	所属名
会長	二見 志信	大宮中学校
副会長	持原 将之	生日台東小学校
副会長	富浦 正人	広瀬北小学校
副会長	山本 嘉南美	住吉中学校
副会長	上米良 裕紀	佐土原中学校
副会長	甲斐 実沙希	宮崎中学校
副会長	衛藤 順子	宮崎西中学校
副会長	甲斐 悠子	広瀬西小学校
副会長	加行 登	大宮小学校
書記	横山 大祐	高岡小学校
書記	岩切 隆一郎	恒久小学校
会計	立山 江里加	清武小学校
監査委員(PTA)	長友 佳織	青島中学校
監査委員(PTA)	森山 慎作	西高附属中学校
監査委員(校長会)	尾崎 浩一	鏡洲小学校

### 2 顧問

顧問(PTA)	佐藤 英幸	宮崎中学校
顧問(中学校長会)	川越 章三	高岡中学校
顧問(小学校長会)	杉山 智子	内海小学校

### 3 事務局

事務局長	堂藺 充郎	宮崎市PTA協議会
事務局員	小山田奈津美	宮崎市PTA協議会

### 4 教育委員会担当

課長	坂本 哲哉	生涯学習課
課長補佐兼青少年家庭教育係長	安藤 邦恵	生涯学習課
青少年家庭教育係主査	矢野 妃美	生涯学習課

## 令和8年度 役員候補者 (案)

### 1 役員

役職名	氏名	所属名
会長	二見 志信	大宮中学校
副会長	富浦 正人	広瀬北小学校
副会長	持原 将之	生目台小学校
副会長	上米良 裕紀	佐土原中学校
副会長	甲斐 実沙希	宮崎中学校
副会長	衛藤 順子	宮崎西中学校
副会長	甲斐 悠子	広瀬西小学校
副会長	加行 登	大宮小学校
副会長	横山 大祐	高岡中学校
副会長	手束 一茂	木花小学校
書記	岩切 隆一郎	恒久小学校
書記	押川 文晶	東大宮中学校
会計	立山 江里加	清武小学校
監査委員(PTA)	安藤 長	小松台小学校
監査委員(PTA)	井上 正太郎	瓜生野小学校
監査委員(校長会)	米澤 雄志郎	佐土原小学校

### 2 顧問

顧問(小学校長会)	杉山 智子	内海小学校
顧問(中学校長会)	原田 昭彦	大塚中学校

### 3 事務局

事務局長	堂蘭 充郎	宮崎市PTA協議会
事務局員	山下 愛子	宮崎市PTA協議会

### 4 教育委員会担当

課長	井ノ上 崇宏	生涯学習課
課長補佐兼青少年家庭教育係長	鎌田 史郎	生涯学習課
青少年家庭教育係主査	郡司 竜伍	生涯学習課

## 令和8年度 PTA 活動方針（案）

### 【スローガン】

「こどもを真ん中に、声を聴き、共に歩むPTA」～家庭・学校・地域の連携を～

### 【活動方針】

こどもを取り巻く環境は、不登校や児童虐待の増加、少子化の加速など、かつてない深刻な状況にあります。こうした中、私たちは「こども基本法」の制定を重く受け止め、常に「こどもの最善の利益」を第一に考えた活動を展開しなければなりません。

PTAは保護者と教職員が協同し、こどもを一人の人間として尊重し、その心に寄り添い、健全な成長と幸せを願い活動する社会教育関係団体です。本協議会はその理念のもと、各単位PTAや各校としっかりと連携を取り、時代に即応した包括的なこども施策を地域から実践していくことが急務です。

私たちは、持続可能なPTAの形を模索しつつ、コミュニティ・スクールとの連携を深化させ、こどもたちが自分らしく、たくましく生き抜く力を身につけられる環境づくりに邁進します。

#### 1 活動の基本姿勢

- こども基本法の理念に基づき、こどもを「守られる対象」だけでなく「権利の主体」として尊重する意識を共有します。
- こどもの指標となる大人が学び続け、PTAの趣旨や目的に向かって組織の活性化を図り、多様性を認め合える関係性を築きます。
- 現代の家庭環境や教職員の働き方に配慮した、誰もが参画しやすい持続可能な組織運営を目指します。

#### 2 具体的な実践内容

- 行事の企画や運営においてはアンケート等を通じて意見を集約し活動内容に反映させます。
- PTAに関する様々な情報を積極的に収集し、協議会のホームページを随時更新し、情報発信と情報共有に務めます。
- 単位PTA間のネットワークを強化し、共通の課題（不登校支援や安全対策など）に対し、ブロックの枠を超えた知恵の共有を図ります。
- 自治体や他団体との連携を深め、課題把握と協議を行い、必要に応じて関係機関に要望を伝えます。

#### 3 課題

- いじめや誹謗中傷からこどもを守り、こどもの安心・安全な教育環境づくりに務めます。
- デジタル社会を生き抜く力を育てるため、「保護者の責任」として学校と連携し、こどもと共に学ぶ姿勢を大切にします。
- 教職員の負担軽減をサポートし、先生方がこども一人ひとりと向き合える時間を確保できるように、PTAとしてできる支援を模索します。

令和8年度 事業計画 (案)

期 日	時 間	事 業 名	会 場	参 加 者	
4	7 火	19:00~	令和7年度会計監査	市民プラザ中会議室	会長・監査・会計
	9 木	19:00~	令和7年度第10回役員会	市P協議会事務局	旧市P役員
	23 木	19:00~	新・旧役員会	市民プラザ大会議室	新・旧市P役員
5	9 土	15:30~	定期総会・情報交換会	MRTmiccダイヤモンドホール	会長・校長 市教委
	13 水	19:00~	第1回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
	30 土	13:30~	県PTA連合会 定期総会	宮崎観光ホテル	市P役員
6	4 木	19:00~	第2回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
	18 木	19:00~	第1回PTA会長会	市民プラザギャラリー	全会長
7	2 木	19:00~	第1回ブロック代表者会	市民プラザ大会議室	ブロック代表者 市P役員
	11 土		会員交流会	内容・会場未定	
	30 木	19:00~	第3回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
7月~1月		ブロック別活動	各ブロックで実施		
8	21 金	終日	日P研究大会奈良大会	分科会：奈良県内8市 全体会：天理市	
	22 土				
9	3 木	19:00~	第4回役員会	市民プラザ中会議室	市P役員
	10 木	19:00~	三者合同研修会 (兼PTA会長研修会)	市民プラザギャラリー	会長・校長 市教委
	24 木	19:00~	第1回役員選考委員会	市民プラザ中会議室	選考委員

10月以降は市民プラザの4階会議室・ギャラリーは使用不可(令和13年度まで)

10	1 木	19:00~	第5回役員会	市民活動センター会議室	市P役員
	8 木	19:00~	中間監査	市P協議会事務局	会長・監査・会計
	23 金	14:00~	九P宮崎大会 事前打合せ	宮崎観光ホテル	実行委員
	24 土	13:00~	九P宮崎大会 分科会	メディキット県民文化ホール	
	25 日	9:00~	九P宮崎大会 全体会	シーガイアコンベンションセンター	
11	12 木	19:00~	第6回役員会	市民活動センター会議室	市P役員
	19 木	19:00~	第2回役員選考委員会	市P協議会事務局	選考委員
12	10 木	19:00~	第7回役員会	市民活動センター会議室	市P役員
1	14 木	19:00~	第3回役員選考委員会	市P協議会事務局	選考委員
	21 木	19:00~	第8回役員会	市民活動センター会議室	市P役員
2	25 木	19:00~	第9回役員会	市民活動センター会議室	市P役員
3	4 木	19:00~	第2回PTA会長会	宮崎市民文化ホール	全会長
		20:20~	第4回役員選考委員会	宮崎市民文化ホール	選考委員

※ 令和8年度は、第71回日本PTA九州ブロック研究大会宮崎大会が実施されるため、  
県PTA研究大会並びに市PTA研究大会は行われぬ。

# 令和8年度 一般会計収支予算書 (案)

## 収入の部

(単位:円)

項 目	7年度予算額	8年度予算額	増 減	説 明
繰 越 金	2,246,647	2,408,859	162,212	令和7年度一般会計からの繰越金
繰 入 金	0	0	0	財政調整積立金より繰入れ
会 費	4,835,480	4,804,200	△ 31,280	170円×PTA会員数(P会員25,550戸、T会員数2,710名)
補 助 金	1,897,000	1,877,000	△ 20,000	宮崎市より 補助金1,067,000円 宮崎県Pより 助成金 810,000円
雑 収 入	539,873	510,441	△ 29,432	小・中総合保障制度還付金 505,000円 預金利息 5,441円
合 計	<b>9,519,000</b>	<b>9,600,500</b>	<b>81,500</b>	

## 支出の部

(単位:円)

項 目	7年度予算額	8年度予算額	増 減	説 明
事 業 費	<b>2,600,000</b>	<b>1,520,000</b>	<b>△ 1,080,000</b>	
研修委員会費	250,000	200,000	△ 50,000	三者合同研修会 (R8年度は会長研修会と合同開催)
市P大会運営費	580,000	0	△ 580,000	市PTA研究大会 (R8年度は実施なし)
会員交流委員会費	150,000	100,000	△ 50,000	会員交流活動費
九P大会運営費	200,000	0	△ 200,000	※九州ブロック研究大会宮崎大会費用は別口座で管理。
活動助成金	370,000	370,000	0	ブロック別活動助成金
会議費	450,000	350,000	△ 100,000	各種会議時の施設使用料 ほか
旅費	600,000	500,000	△ 100,000	役員会・会長会等交通費 ほか
人 件 費	<b>4,933,000</b>	<b>5,215,000</b>	<b>282,000</b>	※最低賃金引上げ予定対応
給与	3,928,000	4,050,000	122,000	給料、賞与
諸手当	265,000	275,000	10,000	通勤手当、残業調整手当
退職給与引当金	0	150,000	150,000	退職手当引当金積立 (別紙退職金引当金予算書参照)
法定福利費	740,000	740,000	0	事業所負担分(健保・年金・雇用)、健康診断費用
事 務 費	<b>1,210,000</b>	<b>1,170,000</b>	<b>△ 40,000</b>	
備品費	100,000	400,000	300,000	事務局PC入替費用(2台分)
消耗品費	280,000	150,000	△ 130,000	事務用品 ほか
リース料	120,000	120,000	0	コピー機リース料
印刷費	180,000	100,000	△ 80,000	コピーカウンター料 (※R8年度から各種資料をデータで配布)
通信費	450,000	350,000	△ 100,000	電話料、インターネット料、HP更新料、振込手数料ほか
雑費	80,000	50,000	△ 30,000	事務手数料、両替手数料 ほか
派 遣 費	<b>650,000</b>	<b>100,000</b>	<b>△ 550,000</b>	日P大会参加費用補助
渉 外 費	<b>100,000</b>	<b>90,000</b>	<b>△ 10,000</b>	市P表彰、退任役員記念品 ほか
予 備 費	<b>6,000</b>	<b>5,500</b>	<b>△ 500</b>	
積 立 金	<b>20,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>1,480,000</b>	財政調整積立金へ(九P宮崎大会予算として)
合 計	<b>9,519,000</b>	<b>9,600,500</b>	<b>81,500</b>	

## 令和8年度 財政調整積立金予算書（案）

### 収入の部

（単位：円）

項 目	7年度予算額	8年度予算額	増 減	説 明
繰 越 金	2,982,782	3,007,821	25,039	令和7年度財政調整積立金からの繰越金
繰 入 金	20,000	1,500,000	1,480,000	一般会計より繰入れ(九P宮崎大会予算として)
雑 収 入	1,300	5,000	3,700	預金利息
合 計	3,004,082	4,512,821	1,508,739	

### 支出の部

（単位：円）

項 目	7年度予算額	8年度予算額	増 減	説 明
繰 出 金	0	1,500,000	1,500,000	九P宮崎大会予算口座へ
合 計	0	1,500,000	1,500,000	

## 令和8年度 事務局員退職金引当金予算書（案）

### 収入の部

（単位：円）

項 目	7年度予算額	8年度予算額	増 減	説 明
繰 越 金	0	0	0	
繰 入 金	0	150,000	150,000	一般会計より繰入れ
合 計	0	150,000	150,000	

### 支出の部

（単位：円）

項 目	7年度予算額	8年度予算額	増 減	説 明
退 職 引 当 金	0	0	0	
準 備 金	0	0	0	
合 計	0	0	0	

## 令和8年度 九P宮崎大会収支予算書（案）

### 収入の部

（単位：円）

項 目	8年度予算額	説 明
九 P 大 会 運 営 費	2,300,000	宮崎県Pから補助金 800,000円 財政調整積立金から繰入 1,500,000円
雑 収 入	0	
合 計	2,300,000	

### 支出の部

（単位：円）

項 目	8年度予算額	説 明
報 償 費	100,000	司会者、パネリスト謝礼金
旅 費	300,000	準備委員会交通費 ほか
会 議 費	400,000	会議室使用料(駐車場借用料)、手話通訳、交通警備費用 ほか
通 信 費	50,000	電話料 ほか
需 用 費	450,000	会場設営備品(看板、花、リボン代等)、消耗品 ほか
予 備 費	1,000,000	参加費補助(1,000円×500名) ほか
合 計	2,300,000	

# 宮崎市PTA協議会規約

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、宮崎市PTA協議会（以下「協議会」という）と称し、事務局を市民プラザ内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、宮崎市内の小・中学校におけるPTA活動をとおして、社会教育及び家庭教育の充実に努めるとともに、家庭、学校及び地域社会が連携を深め、児童及び生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

(性格)

第3条 協議会は、教育を本旨とする民主団体であり、次の性格を有する。

- (1) 自主独立のもので、ほかのどのような団体の支配、統制及び干渉を受けず、会員の総意による運営を行う。
- (2) 営利、宗教、政党、その他本会の事業目的以外の活動を目的とする団体及び事業には関係を持ってはならない。
- (3) 児童及び生徒の福祉のために活動する関係団体等と協力する。

(構成と会員)

第4条 協議会は、宮崎市内の小・中学校PTA（以下「単位PTA」という）をもって構成し、単位PTA一団体が一会員となる。

(活動)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 保護者、教職員及び一般社会との協力を進めて、児童及び生徒の心身の健やかな成長を図る。
- (2) 家庭教育の水準を高め、民主社会の市民の権利と義務に関する理解を促し、豊かな人間形成を目指して、保護者のための生涯学習の活動を支援する。
- (3) 学校の教育的環境整備のために地域社会の中で協力する。
- (4) 将来の展望に立ち、適正な教育の推進に努める。
- (5) 地方公共団体の適正な教育予算の充実に努めるよう努める。
- (6) その他、協議会の目的を達成するのに必要な事項を行う。

## 第2章 役員及び監査委員

(役員等)

第6条 協議会の役員は、次の役職及び人数とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以上
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査委員 3名

2 顧問は、2～3名とする。

(任 務)

第7条 役員は、次の任務を担う。

- (1) 会長は、会務をつかさどり、本会を代表する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。
  - (3) 書記は、総会、役員会及び各種会議に出席し、議事を記録する。
  - (4) 会計は、本会の会計事務にあたり、監査委員の監査を経て決算を報告する。
  - (5) 監査委員は、会計及び本会の運営を監査し、必要に応じ役員会に出席し、発言することができる。
- 2 顧問は、会務に対し助言を行う。

(選出と就任)

第8条 役員は、役員選考委員会が指名し、総会の議決を経て選出する。

- 2 役員就任は、総会の議決と同時になされ、欠員が生じたときは、次の方法により選出する。
  - (1) 会長が欠員となった場合は、副会長より互選し会長会で承認する。
  - (2) その他の役員が欠員となった場合は、役員会で選考し会長会で承認する。
- 3 校長代表の監査委員は会長より依頼する。校長代表の顧問の選出は、宮崎市小中学校校長会に一任する。
- 4 必要に応じ、会長が顧問を1名推薦することができる。
- 5 役員の兼任は認めない。

(資 格)

第9条 会長、副会長、書記、会計、監査委員は単位PTA会員であることとする。

- 2 会長は、単位PTA会長を経験した者であることとする。
- 3 監査委員は、単位PTA会長を経験した会員と校長代表であることとする。
- 4 会長推薦の顧問は、PTA協議会役員を経験した者であることとする。

(任 期)

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を補充した場合は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第11条 会議の種類は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 会長会
- (3) ブロック代表者会
- (4) 役員会
- (5) 専門委員会
- (6) 役員選考委員会
- (7) 必要に応じて、そのほかの委員会をおくことができる。

(総会の構成と任務等)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関で、本会の役員、単位PTA会長、学校長で構成し、年1回定期総会を開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会の議長は、その都度総会で選出する。
- 3 総会の定足数は、委任状を含め総会を構成する会員の3分の2以上の出席を必要とする。決議は、委任状を含め出席会員の3分の2以上で決定する。
- 4 総会の議事録は、議事録署名人を2名選任し、署名するものとする。
- 5 総会の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 役員等の承認に関すること
  - (2) 予算及び決算の承認に関すること
  - (3) 活動方針及び事業計画並びに事業実績の承認に関すること
  - (4) 協議会会費の承認に関すること
  - (5) 規約改正の承認に関すること
  - (6) その他、承認を必要とする事項に関すること
- 6 総会が諸事情により開催できない場合は、書面議決により実施することができる。

(会長会の構成と任務等)

第13条 会長会は、協議会の役員及び単位PTA会長で構成し、会長が招集する。

- 2 会長会の議長は、協議会の役員が行う。
- 3 各単位PTAの情報交換並びに、その他会長会で必要とする事項に関することを協議する。

(ブロック代表者会の構成と任務)

第14条 ブロック代表者会は、協議会の役員及び各ブロック代表者で構成し、会長が招集する。

- 2 ブロック代表者会、構成、任務等必要事項は、ブロック代表者会運営細則で定める。

(役員会の構成と任務)

第15条 役員会は、協議会の役員で構成し、会長が招集する。

- 2 役員会の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 総会議決事項の推進に関すること
  - (2) 総会に提出する議案の作成に関すること
  - (3) 専門委員会委員長を兼任すること
  - (4) 宮崎市PTA協議会表彰規程に基づき推薦があった個人又は団体について、その適否の審査に関すること
  - (5) 協議会の運営及び活動が円滑に推進されるための連絡調整に関すること
  - (6) 関係機関との連絡調整に関すること
  - (7) 事務局職員の任免の承認に関すること
  - (8) その他、協議会の運営に必要な事項に関すること

(専門委員会の構成と任務)

第16条 協議会は、目的達成のため、専門委員会を置く。

2 専門委員会は、委員長及びブロック代表者を除く各単位PTAの代表1名で構成する。

3 専門委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 研修委員会

① 研修、研究大会等の運営に関すること

(2) 会員交流委員会

① 会員の交流と親睦に関すること

(役員選考委員会の構成と任務)

第17条 役員選考委員会は、ブロック代表者10名で構成する。

2 役員選考委員長1名及び副委員長1名を第1項の構成員で互選する。

3 役員選考委員会の任務は、会長、副会長、会計、書記及び監査委員の選考を公正にかつ適正に行い、選考結果について総会に諮る。

4 役員選考委員会の会議は、役員選考委員長が招集する。ただし、第1回目の会議は、会長が招集する。

5 役員選考委員会の任期は、選考委員会発足から、総会での新役員承認までとする。

#### 第4章 事務局

(構成)

第18条 協議会に事務局を置き、次の職員（以下「事務局職員」という。）を配置する。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務職員 若干名

(任免)

第19条 事務局職員の任免は、役員会の承認を得て会長が行う。

(職務)

第20条 事務局職員は、会長の指示に従い次の職務を行う。

(1) 役員、会員間、各種団体及び行政機関等との連絡調整に関すること

(2) 各種会議に必要とする資料の作成に関すること

(3) 庶務、会計事務に関すること

(4) 記録その他の書類の保管に関すること

(5) 協議会の財産の保全及び管理に関すること

#### 第5章 会計

(会計)

第21条 協議会の経費は、会費、補助金等をもって充てる。

2 協議会の会費は、単位PTA毎に年度当初のPTA会員数に応じて年間額を算定し、6月末までに徴収する。

3 協議会の経費は、総会で決定された予算により執行し、決算は会計監査を受けて総会に諮り承認を得る。

4 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 規約改正

(規約改正)

第22条 協議会の規約は、役員会の審議を経て総会に諮り承認を得る。

### 附 則

- ・ この規約は、昭和63年5月14日から施行する。
- ・ この規約は、平成元年5月13日から施行する。
- ・ この規約は、平成2年5月12日から施行する。
- ・ この規約は、平成7年5月20日から施行する。
- ・ この規約は、平成10年5月23日から施行する。
- ・ この規約は、平成11年5月15日から施行する。
- ・ この規約は、平成12年5月21日から施行する。
- ・ この規約は、平成13年5月20日から施行する。
- ・ この規約は、平成15年5月17日から施行する。
- ・ この規約は、平成16年5月16日から施行する。
- ・ この規約は、平成18年5月20日から施行する。
- ・ この規約は、平成20年5月17日から施行する。
- ・ この規約は、平成21年5月16日から施行する。
- ・ この規約は、平成23年5月21日から施行する。
- ・ この規約は、平成24年5月19日から施行する。
- ・ この規約は、平成25年5月18日から施行する。
- ・ この規約は、平成27年5月23日から施行する。
- ・ この規約は、令和2年5月28日から施行する。
- ・ この規約は、令和3年5月8日から施行する。
- ・ この規約は、令和4年5月14日から施行する。
- ・ この規約は、令和6年5月11日から施行する。
- ・ この規約は、令和7年5月10日から施行する。

## 感謝状及び慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は、感謝状の贈呈及び慶弔に対して、その取扱いについて定めるものである。

(感謝状)

第2条 協議会役員（監査委員を除く。）が退任する場合は、感謝状と記念品を贈呈する。

2 その他の場合は、役員会で審議し会長が決定する。

(慶 弔)

第3条 協議会に属する小・中学校PTA会長及び学校長並びに協議会役職員の慶弔については

次のとおり取り扱うものとする。

(1) 弔事

弔事を示し弔電を打電するとともに、次の弔慰金を供えるものとする。

① 本人の死亡 20,000円

(2) その他

役員会で審議し会長が別に定める。

(その他必要事項)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、役員会で審議し会長が別に定める。

附 則

- ・ この規程は、平成11年6月15日から施行し、平成11年度宮崎市PTA協議会会計から適用する。
- ・ この規程は、令和7年5月10日から施行し、令和7年度宮崎市PTA協議会会計から適用する。

## 財政調整積立金規程

(目的)

第1条 この規程は、宮崎市PTA協議会特別会計を宮崎市PTA協議会財政調整積立金（以下「財政調整積立金」という。）に改め、宮崎市PTA協議会会計（以下「一般会計」という。）への繰入れ・繰出し及び、その取り扱いについて定めるものである。

(繰出し対象)

第2条 財政調整積立金から一般会計への繰出しは、原則として次の場合に限ることとする。

- (1) 当初一般会計で支出を予定していた支出額が、特別な理由で大幅に増加する場合。
- (2) 年度計画には見込まれていなかったことで、災害等の緊急に対応を迫られる事象が発生した場合。
- (3) 研究大会等の開催指定に伴う、支出への対応。

(繰出し方法)

第3条 財政調整積立金から繰出される金額は、必要とされる額もしくは必要と見込まれる額とし、その金額を一般会計に繰り出すものとする。

(繰入れ)

第4条 当該年度の決算状況により、目的に応じて繰入れができることとする。繰入れ金額は役員会で協議し、PTA会長会で報告し、総会に諮ることとする。

(その他必要事項)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、役員会で審議し会長が別に定める。

### 附 則

- ・ この規程は、平成22年6月10日から施行し、平成22年度宮崎市PTA協議会会計から適用する。
- ・ この規程は、平成27年5月23日から施行し、平成27年度宮崎市PTA協議会会計から適用する。
- ・ この規程は、令和2年5月28日から施行し、令和2年度宮崎市PTA協議会会計から適用する。

## ブロック代表者会運営細則

- 第1条 この細則は、宮崎市PTA協議会規則第14条の規定に基づき、ブロック代表者会（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 ブロック代表者会の議長は協議会の役員が行う。
- 第3条 会議は、会長が招集する。
- 2 会議開催の場所及び日時は、付議すべき内容とともに、あらかじめ各ブロック代表者に通知する。
- 3 ブロック代表者は、会議に出席できない場合は、同一ブロック内の単位PTA会長を代理として出席させることができる。
- 第4条 ブロック代表者会は、役員会の要請する議事を審議する。
- 第5条 会議は、ブロック代表者の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。
- 第6条 ブロック代表者は、会議の経過及び結果を同一ブロック内の単位PTA会長に報告する。
- 第7条 市PTA協議会役員はブロック代表者を兼務できるが、役員選考委員にはなれない。
- 第8条 この細則に定めるものの他、会議の運営に関し必要な事項は、ブロック代表者会において定める。

### 附 則

- ・ この細則は、平成10年6月12日から施行する。
- ・ この細則は、平成11年2月2日から施行する。
- ・ この細則は、平成15年5月17日に廃止する。
- ・ この細則は、平成21年5月16日から施行する。
- ・ この細則は、平成27年5月23日から施行する。
- ・ この細則は、令和6年5月11日から施行する。

## 役員選考委員会細則

- 第1条 この細則において、宮崎市PTA協議会規約第17条の規程に基づき、役員選考委員会（以下「本会」という。）の任務、協議等の事項を定めるものとする。
- 第2条 役員選考委員は、各ブロックから1名選出する。ただし、現役員は選考委員を兼務することはできない。
- 第3条 第1回の本会は会長が招集し、会長が役員選考委員として委嘱する。同時に、選考の方法を伝える。
- 第4条 本会の正・副委員長各1名は、第1回の会で役員選考委員の互選により選出し、第2回の会より役員選考委員長が招集する。
- 第5条 第3条で委嘱された10名で本会を運営する。ただし、情報提供として事務局がオブザーバーとなる。
- 第6条 役員選考にあたっては、ブロック推薦と役員推薦を受けたものの中から役員候補者を推薦することができる。
- 第7条 役員選考委員が推薦した役員候補者を本会にて審議し、新役員候補者を選出する。ただし、できるだけ同じブロックから役員候補者が重複しないようにする。
- 第8条 役職の決定は、現役員の意見を参考にし、決定する。
- 第9条 役員選考委員の任期は、本会発足から、総会での新役員承認までとする。
- 第10条 この役員選考委員会細則の改廃は役員会で協議し、施行されるものとする。

### 附 則

- ・ この細則は、平成21年12月1日から施行する。
- ・ この細則は、平成23年5月21日から施行する。
- ・ この細則は、平成24年12月6日から施行する。
- ・ この細則は、平成25年5月18日から施行する。
- ・ この細則は、平成28年5月14日から施行する。
- ・ この細則は、令和3年4月8日から施行する。
- ・ この細則は、令和6年5月11日から施行する。
- ・ この細則は、令和7年5月10日から施行する。
- ・ この細則は、令和8年5月9日から施行する。

## 個人情報取扱規程

(目 的)

第1条 宮崎市PTA協議会（以下、「協議会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、協議会の役員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

(責 務)

第2条 協議会は、個人情報保護に関する法律を遵守するとともに、協議会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 協議会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 協議会の個人情報データベース取扱者は、役員・事務局職員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 協議会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周 知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、協議会ホームページ等で会員に周知する。

(利 用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 文書の作成、送付
- (2) 役員・監査委員・会員等の名簿の作成
- (3) 役員選出、並びに関係各所への推薦活動
- (4) 協議会ホームページ等への掲載

(利用目的による制限)

第9条 協議会は、あらかじめ本人の同意を得ないまま、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないまま第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童及び生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報の開示)

第13条 協議会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報を漏えいしたおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な対応に努める。

(研修)

第15条 協議会は、役員、監査委員、会員に対して、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第16条 協議会は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第17条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し、施行されるものとする。

附 則

- ・ この規程は、令和2年5月28日より施行する。
- ・ この細則は、令和8年5月9日から施行する。



令和8年度 宮崎市PTAブロック・代表会長・選考委員

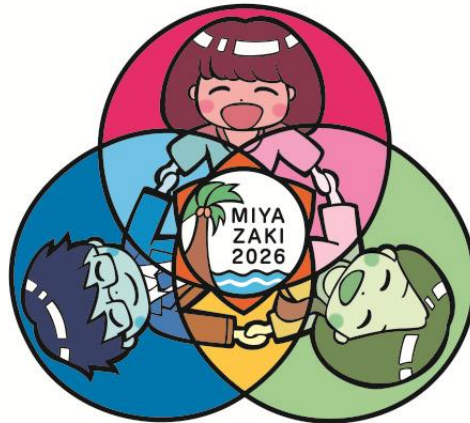
ブロック	ブロック別単位PTA	代表会長	選考委員
1	佐土原中 佐土原小・那珂小 広瀬中・久峰中 広瀬小・広瀬北小・広瀬西小		
2	住吉中 住吉小・住吉南小 東大宮中 宮崎東小・東大宮小		
3	宮崎北中 瓜生野小・倉岡小 大宮中 大宮小・池内小		
4	高岡中 高岡小・穆佐小 生目中・生目南中 生目小・宮崎西小・小松台小		
5	宮崎東中・宮大附属中 江平小・宮大附属小 宮崎西中 小戸小・西池小		
6	檉 中 檉 小・檉北小・宮崎港小 宮崎中 宮崎小・潮見小		
7	大塚中・西高附属中 大塚小・江南小 生目台中 生目台小 大淀中 大淀小		
8	赤江中・赤江東中 恒久小・赤江小・宮崎南小 本郷中 国富小・本郷小		
9	清武中・加納中 清武小・大久保小・加納小 田野中 田野小・七野小		
10	木花中 木花小・鏡洲小・学園木花台小 青島中 青島小・内海小		

# 第71回日本PTA九州ブロック研究大会宮崎大会

新しいつなぐりの一步を <sup>ひなた</sup> 宮崎の地から

～子供の未来を明るく照らすSUNと！～

令和8年10月24日（土） 分科会  
令和8年10月25日（日） 全体会



<ロゴマークに込めた作者(住吉中3年遠竹さん)の思い>

光の三原色をイメージしてロゴマークを描きました。赤・青・緑の光が重なることで白い光ができるように、児童や生徒、保護者、先生が互いに支え合うことで太陽のように明るい未来ができるということを表現しました。

○ 宮崎市PTA協議会事務局  
〒880-0001  
宮崎市橋通西1丁目1番2号 宮崎市民プラザ3F  
TEL：29-9300 FAX：29-9390

○ メールアドレス  
E-mail：si-pta-k@miyazaki-catv.ne.jp

○ ホームページ  
<http://www.pta-miyazaki-city.online>

